

議会を傍聴してみませんか

区役所へは行ったことがあるけれど、区議会は傍聴したことがないという方も多いのではないのでしょうか。

区議会では、区民の皆さんの生活に関わる様々な問題について活発に議論を展開しています。本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は原則どなたでも傍聴できます。

本会議や委員会の傍聴を希望される方は、「傍聴券」が必要です。

本会議・委員会の開会予定時刻の1時間前から30分前まで、区役所本庁舎中央館6階の区議会事務局にて受付し、整理券を発行します。（※1）

定員を超えた場合は、30分前に抽選し、当選者に傍聴券を発行します。

定員を超えなかった場合は、開会予定時刻30分前を過ぎた後、定員を満たすまで先着順に傍聴券を発行します。（※2）

なお、傍聴券には、住所・氏名の記入が必要であり、お帰りの際はご返却いただきます。

傍聴時の拍手等は禁止されています。発言等も控え、静粛にお願いします。また、議場や委員会室の中では、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定し、ご使用はお控えください。

日程等は、区議会ホームページやあだち広報でご確認いただくか、お問い合わせください。

※1 整理券の発行は、傍聴席の定員が決まっているため、それを超える人数が集まる場合の抽選を想定して行っています。

※2 委員会の傍聴券は区議会事務局で、本会議の傍聴券は区役所本庁舎中央館8階の議場傍聴席入口で発行します。

◆ 問合せ 議事係 ☎03 (3880) 5797
FAX 03 (3880) 5617

傍聴席 84席

議場



執行機関と議員が対面に座ります。議案などを審議し、議会の最終的な意思決定が行われます。

議長席

議長が座り、会議の進行を行います。



演壇

議員の質問や討論が行われます。

傍聴席 30席

特別委員会室



主に予算・決算の審査の際に使用されます。議員や幹部職員など100人以上が一堂に集まり、議論が行われます。

傍聴席 各室30席

委員会室



各種委員会の審査に使用します。第1から第3委員会室まであり、同時に開催されることもあります。



手話通訳、ヒアリンググループを利用できます

聴覚等に障がいのある方で、手話通訳・ヒアリンググループ（難聴用磁気グループ）の利用を希望する場合は、下記期限の午後5時までにお申し込みください。

◆申し込み期限

手話通訳・・・傍聴する会議の7日前

ヒアリンググループ・・・傍聴する会議の前日

※いずれも期限当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までにお申し込みください。

みなさんの声を請願・陳情で

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望することができる制度です。足立区議会では、これらを慎重に審査し、結果を提出者に通知します。

請願書・陳情書には、特に所定の様式はありませんが、下の例を参考にしてお書きください。請願書・陳情書に必要な事項は次のとおりです。

- ① 請願・陳情の趣旨、理由（具体的に）
- ② 請願者・陳情者の住所、氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）、電話番号
- ③ 押印（私印。ただし自署の場合は不要）
- ④ 紹介議員の署名又は記名押印（陳情書の場合は不要）
- ⑤ 提出年月日
- ⑥ あて先（足立区議会議長）

※議員の紹介のあるものを「請願」、紹介のないものを「陳情」といいます。足立区議会での取扱いは同じです。

請願書・陳情書の例

○○についての請願（陳情）
 請願（陳情）の趣旨

 理由

 請願者（陳情者）
 住 所
 氏 名
 電 話
 紹介議員（陳情には不要）
 氏 名

 年 月 日
 足立区議会議長 ○○○様

議会改革の取り組み

足立区議会では、区民に開かれた議会を目指して、さまざまな取り組みを行っています。今回、早稲田大学マニフェスト研究所が行った、議会改革度調査2018で、足立区議会は23区中第6位になりました。過去4年間で、順位が14位から6位まで上昇し、今日まで行ってきた改革が着実に実を結びつつあります。

これからも、区民の皆さんに信頼される議会を目指し、努力していきます。

なお、本調査は全国の地方自治体を対象に、議会活動の状況確認などを目的に毎年実施されています。

2015年 14位

2016年 11位

2017年 8位

2018年 6位

※東京23区中の順位